

青森県報

号外第三十一号

平成十七年
三月三十日
(水曜日)

目 次

訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) ……

訓 令

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中、「行政組織規則第二十四条の六に規定する局長」を削り、同条第十号中、「地域農業改良普及センター所長」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「課長及び」を削り、同号を同条第十一号とし、同条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 サブリーダー 行政組織規則第二十三条に規定するサブリーダー及び行政組織

規則第二十五条の三の二に規定するサブリーダーをいう。

第二条第六号中「第二十三条」を「第二十二條の二」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「行政組織規則第二十二條の二に規定する室長、行政組織規則第二十四条の八に規定する室長」を削り、「ITER誘致推進室長、海外産業経済交流推進チームリーダー、あおもりの「冬の農業」推進チームリーダー、行政経営推進室長、県境再生対策室長及び原子力施設安全検証室長」を「行政経営推進室長、原子力施設安全検証室長、県境再生対策室長、ITER誘致推進室長、海外産業経済交流推進チームリーダー及びあおもりの「冬の農業」推進チームリーダー」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 行政改革・危機管理監 行政組織規則第十九條の二に規定する行政改革・危機管理監をいう。

第四条第二項中「特別対策局にあつては、室長」を「総務部にあつては行政改革・危機管理監又は次長、企画政策部にあつては次長又は原子力施設安全検証室長、環境生活部にあつては次長又は県境再生対策室長」に改め、同条第六項中「特別対策局の室長」を「原子力施設安全検証室長及び県境再生対策室長」に、「特別対策局長」を「当該部長」に改める。

第五条第四項中「農林水産事務所(東地方農林水産事務所及び北北地方農林水産事務所を除く。第十二條第六項において同じ。)の農村整備に係る事務を担当する次長(第八項、第十二條第六項及び別表第五において「農村整備事務担当の次長」という。)、青森県農林総合研究センターの黒石市駐在の次長、藤坂稲作研究部長」を「中南地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所及び北北地方農林水産事務所の農村整備事務担当の次長、西北地方農林水産事務所の五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長以外の次長、五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長及びつがる市駐在の次長、青森県農林総合研究センターの藤坂稲作研究部長」に、「三沢市駐在」の下に、「農村整備事務担当、五所川原市駐在の農村整備事務以外の事務担当、五所川原市駐在の農村整備事務担当、つがる市駐在」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、中南地方農林水産事務所の黒石市駐在、三戸地方農林水産事務所の三戸町駐在、上北地方農林水産事務所の三沢市駐在、西北地方農林水産事務所のつがる市駐在の職員で、あらかじめ農林水産部長の承認を得て農林水産事務所長が指定するもの(以下「農林水産事務所長指定駐在職員」という。)は、別表第三の支所長共通の項に掲げる事務(第二号に掲げる事務を除く。)を専決す

る。この場合において、同項中「所属職員（支所長を含む。以下この項において同じ。）の」とあり、及び「所属職員の」とあるのは「黒石市駐在、三戸町駐在若しくは三沢市駐在の職員又はつがる市駐在の農村整備事務以外の事務担当の職員の」と、「支所長の」とあるのは「当該農林水産事務所長指定駐在職員の」と、「所属職員に」とあるのは「当該農林水産事務所長指定駐在職員に」と読み替えるものとする。

第九条第二項中「部」の下に「（総務部、企画政策部及び環境生活部を除く。）」を加え、「特別対策局にあつては当該事務を主管する室長」を「総務部にあつては当該事務を担当する行政改革・危機管理監又は次長が、企画政策部にあつては当該事務を担当する次長又は原子力施設安全検証室長が、環境生活部にあつては当該事務を担当する次長又は環境再生対策室長」に改める。

第十条第五項中「特別対策局及び」を削り、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、総務部長の事務の代決については、次に定めるところによる。

一 総務部長が不在のときは、当該事務を担当する行政改革・危機管理監又は次長がその事務を代決する。

二 防災消防課及び行政経営推進室の分掌事務のうち総務部長が定めるものについて、総務部長及び行政改革・危機管理監がともに不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

三 前号の事務について、総務部長、行政改革・危機管理監及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の総務部次長がその事務を代決する。

四 第二号の事務について、総務部長、行政改革・危機管理監及び総務部次長二人がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

五 第二号の事務以外の事務について、総務部長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の総務部次長がその事務を代決する。

六 第二号の事務以外の事務について、総務部長及び総務部次長二人がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

七 第二号の事務以外の事務について、総務部長、総務部次長二人及び主管課長がともに不在のときは、行政組織規則第八条第一項に規定する課の順序により課長がその事務を代決する。

6 第一項から第四項までの規定にかかわらず、企画政策部長の事務の代決について

は、次に定めるところによる。

一 企画政策部長が不在のときは、当該事務を担当する次長又は原子力施設安全検証室長がその事務を代決する。

二 原子力施設安全検証室の分掌事務のうち企画政策部長が定めるものについて、企画政策部長及び原子力施設安全検証室長がともに不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

三 前号の事務について、企画政策部長、原子力施設安全検証室長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の企画政策部次長がその事務を代決する。

四 第二号の事務以外の事務について、企画政策部長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の企画政策部次長がその事務を代決する。

五 第二号の事務以外の事務について、企画政策部長及び企画政策部次長二人がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

六 第二号の事務以外の事務について、企画政策部長、企画政策部次長二人及び主管課長がともに不在のときは、行政組織規則第八条第一項に規定する課の順序により課長がその事務を代決する。

7 第一項から第四項までの規定にかかわらず、環境生活部長の事務の代決については、次に定めるところによる。

一 環境生活部長が不在のときは、当該事務を担当する次長又は環境再生対策室長がその事務を代決する。

二 環境再生対策室の分掌事務のうち環境生活部長が定めるものについて、環境生活部長及び環境再生対策室長がともに不在のときは、当該事務を担当する次長がその事務を代決する。

三 前号の事務について、環境生活部長、環境再生対策室長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の環境生活部次長がその事務を代決する。

四 第二号の事務以外の事務について、環境生活部長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の環境生活部次長がその事務を代決する。

五 第二号の事務以外の事務について、環境生活部長及び環境生活部次長二人がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

六 第二号の事務以外の事務について、環境生活部長、環境生活部次長二人及び主管課長がともに不在のときは、行政組織規則第八条第一項に規定する課の順序により課長がその事務を代決する。

第十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、課長指定職員二人以上を置く課の課長の事務のうちから当該部長の承認を得て当該課長が定める事務について課長指定職員に代決させる場合の当該事務の代決については、次に定めるところによる。

一 課長が不在のときは、当該事務を担当する課長指定職員がその事務を代決する。
二 課長及び当該事務を担当する課長指定職員がともに不在のときは、当該事務を担当するグループリーダーがその事務を代決する。

三 課長並びに当該事務を担当する課長指定職員及びグループリーダーがともに不在のときは、あらかじめ主管部長の承認を得て課長が定めた順序により他の課長指定職員又はグループリーダーがその事務を代決する。

第十一条の二中「ときは、」の下に「当該事務を担当するサブリーダー又は」を加える。

第十二条第二項中「二人」の下に「又は三人」を加え、同項第二号中「他の出先機関の次長」の下に「(出先機関の次長三人を置く出先機関にあつては、あらかじめ主管部長の承認を得て出先機関の長が指定する出先機関の次長)」を加え、同条第六項第六号中「農林水産事務所の農村整備事務担当の次長、青森県農林総合研究センターの黒石市駐在の次長、藤坂稲作研究部長」を、「中南地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所及び北上地方農林水産事務所の農村整備事務担当の次長、西北地方農林水産事務所の五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長以外の次長、五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長及びつがる市駐在の次長、青森県農林総合研究センターの藤坂稲作研究部長」に改め、「つがる農産物加工センター所長」の下に「並びに農林水産事務所長指定駐在職員」を加える。

別表第一各課共通(各課専決事項において別に定める場合を除く。)の項の副知事専決事項の欄第三号中「第八号」の下に「(家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関するものを除く。)」を加え、同項の部長専決事項の欄第五号中「第五号まで」の下に「及び第八号(家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関するものに限る。)」を加え、同欄第六号中「第八号」の下に「(家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関するものを除く。)」を加え、同欄第四十号を第四十一号とし、第三十九号を第四十号とし、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第十六条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(第二十条の規定に係るものに限る。)に関する事。

別表第一各課共通(各課専決事項において別に定める場合を除く。)の項の課長専

決事項の欄第五号中「第五号まで」の下に「及び第八号(家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関するものに限る。)」を加え、同欄第二十三号中「収入命令」を「収入通知」に改め、同欄第三十六号中「(平成十年十二月青森県条例第五十七号)」を削り、同号イ中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、「及び同条第二項」を「(第二十二條の規定に係るものを除く。)」及び同条第三項」に改め、同号ロ中「第二十四條第一項」を「第二十九條第一項」に、「個人情報の訂正等」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨」に改め、同号ハを次のように改める。
ハ 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関する事。

別表第一人事課の項の第九号の部長専決事項の欄イ中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同表総務学事課の項の第三号の部長専決事項の欄イ中「第十四条第一項」を「第十四条」に、「業務の禁止等の処分」を「行政書士に対する懲戒」に改め、同欄に次のように加える。
ロ 第十四条の二第一項及び第二項の規定による行政書士法人に対する懲戒に関する事。

別表第一税務課の項の第四号を次のように改める。

四 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の施行に関する事。

イ 第十八条第三項の規定による償却資産の指定に関する事。

別表第一税務課の項の次に次のように加える。

課 振 興 村		
一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の施行に関する事。		
イ 第二百五十一条の二第二項の規定による調停申請の取下げの同意に関する事。	イ 第二百五十二条の十七の六第二項の規定による市町村の財務に係る実地検査に関する事。	イ 第九条の五第二項の規定による新たに生じた土地の確認の告示に関する事。
ロ 第二百五十一条の二第五項の規定	ロ 第二百五十二条の十七の七の規定によ	ロ 第二百六十条第二項の規定による区域の画定等の告示に関

市 町

による調停の打ち切りの同意に関すること。
八 第二百九十五条の規定による財産区の議会の設置等に関すること。

る総務大臣の指示に基づき市町村に関する調査に関すること。
八 第二百八十四条の規定による組合の設立の許可に関すること。
二 第二百八十六条第一項(第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む)、第二百九十一条の三第一項及び第二百九十一条の四第一項の規定による組合の組織、事務及び規約の変更の許可に関すること。
ホ 第二百九十一条の十第一項及び第二百九十一条の十四第三項の規定による組合の解散の許可に関すること。
ヘ 第二百九十六条の五第五項の規定による市町村の財産区の住民に対する不均一の課税又は徴収についての同意に関すること。
ト 第二百九十六条の六第一項の規定による財産区の監査に関すること。

すること。
八 第二百九十六条の五第二項の規定による財産区の財産又は公の施設の処分又は廃止についての同意に関すること。

二 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の施行に関する次のこと。

イ 第一条の二第二項の規定による市町村長の職務を行うべき者を定めることに関すること。

イ 第五条第一項の規定による市町村の廃置分合に伴う事務の分界を定めること等に関すること。
ロ 第六条の規定による市町村の境界変更に伴う事務の承継に関すること。

三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の施行に関する次のこと。

イ 第二十二條第三項において準用する第三條第五項前段の規定、第二十二條第四項において準用する第三條第一項の規定及び第二十二條第五項において準用する第三條第一項後段の規定による財政再建計画についての同意に関すること。

四 地方交付税法の施行に関する次のこと。

イ 第十七條の規定による市町村地方交付税の配分交付に関すること。

五 地方財政法の施行に関する次のこと。

イ 第三十三條の七第四項の規定による地方債の許可に関すること。

六 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の施行に関する次のこと。

イ 第四百十九條第一項の規定による固定資産の評価の修正勧告に関すること。

イ 第三百八十九條第一項の規定による固定資産の評価及び当該固定資産の所在するものとされる市町村及びその価格等の決定並びに決定した価格等の配分に関すること。
ロ 第四百一條の規定による固定資産の評価の援助に関すること。

七 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の施行に関する次のこと。

イ 第九十七條第一項

別表第一防災消防課の項の次に次のように加える。

		の規定による自衛官の募集に関すること。
--	--	---------------------

行政経営進進室	一 管理改善に関する次のこと。 イ 管理改善に関する提案の採否の決定に関すること。 イ 管理改善の調査の具体的調査項目の設定及び実施に関すること。 ロ 管理改善の研修の実施に関すること。
---------	--

別表第一市町村振興課の項を削り、同表環境政策課の項の第一号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ワ 第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定及び同条第四項の規定によるその指定の解除に関すること。

別表第一医療業務課の項の第十四号の部長専決事項の欄イ中「製造」を「製造販売」に改め、同欄口中「一般販売業」を「一般販売業等」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同欄口中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改め、同欄八中「第八条第三項ただし書」を「第七条第三項ただし書」に改め、同欄リを同欄ワとし、同欄チ中「製造する」を「製造販売及び修理をする」に改め、同チを同欄ワとし、同欄中トをヲとし、同ヲの前に次のように加える。

リ 第三十九条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可に関すること。

又 第四十条の二第二項の規定による医療機器の修理業の許可に関すること。

ル 第四十条の二第五項の規定による修理区分の変更及び追加の許可に関すること。

別表第一医療業務課の項の第十四号の課長専決事項の欄中へをチとし、同チの前に次のように加える。

ト 第十四条第六項及び第八十条第一項の規定による調査に関すること。

別表第一医療業務課の項の第十四号の課長専決事項の欄水中「第十八条第一項」を「第十三条第六項」に、「において製造する品目」を「に係る許可の区分」に改め、同水と同欄へとし、同欄二中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同二を同欄水とし、同欄八の次に次のように加える。

二 第十二条第一項の規定による医薬品等の製造販売業の許可に関すること。

別表第一こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄中リを削り、チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 第六条の三の規定による里親の認定に関すること。

別表第一障害福祉課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）の施行に関する次のこと。	イ 第十八条の規定による発達障害者支援センターの指定の取消しに関すること。 イ 第十四条第一項の規定による発達障害者支援センターの指定に関すること。
---------------------------------------	---

別表第一経営振興課の項中「齟齬拮抗猫」を「齟齬拮抗猫」に改め、同表工業振興課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表資源エネルギー課の項に次の一号を加える。

八 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の施行に関する次のこと。	イ 第六十六条第二項の規定による土地使用等に係る許可の協議に関すること。 イ 第二十四条の規定による鉱業権の設定出願の協議に関すること。
------------------------------------	---

別表第一観光推進課の項の次に次のように加える。

文化振興課	一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。））の施行に関する次のこと。 イ 第五条第一項の規定による公園施設の設置の許可に関すること。 ロ 第十三条の規定による原因者負担金の負担に関すること。 ハ 第二十六条第二項及び第四項（これらの規定を第三十三条第四項において準用する場合を含む。） イ 第五条第一項の規定による公園施設の管理の許可に関すること。 ロ 第五条の二第一項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に関すること。 ハ 第六条第一項の規定による都市公園の占用の許可及び同条
-------	--

別表第一 農林水産政策課の項を削り、同表総合販売戦略課の項の次に次のように加

	<p>二 青森県都市公園条例(昭和五十三年三月青森県条例第四号)の施行に 関する次のこと(青森県総合運動公園(運動施設区域を除く)に係る ものに限る。)</p>	
	<p>の規定による措置命令に関すること。 二 第二十七条第一項及び第二項(これらの規定を第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による監督処分に関すること。 水 第二十七条第三項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による必要な措置の実施に関すること。 へ 第二十七条第六項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による工作物等の売却に関すること。</p>	
	<p>第三項の規定による許可事項の変更の許可に関すること。 二 第九条の規定による都市公園の占用に係る協議に関すること。 水 第十条第二項の規定による必要な指示に関すること(第五条第一項の規定による許可に係るものを除く)。 へ 第十二条の六の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担についての協議に関すること。 ト 第十七条第一項の規定による都市公園台帳の作成及び保管に関すること。 チ 第二十八条第二項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による損失の補償の協議に関すること。</p>	
	<p>イ 第五条第一項の規定による行為の許可に関すること。 ロ 第七条の規定による許可の取消し等の監督処分に関すること。 八 第十六条第一項の規定による使用料の徴収、同条第二項の規定による使用料の減免及び同条第三項の規定による使用料の還付に関すること。</p>	

える。

食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 課	
<p>一 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)の施行に関する次のこと。 一 第四条第一項の規定による地力増進地域の指定に関すること。 口 第五条の規定による対策調査の実施に関すること。 八 第六条第一項の規定による地力増進対策指針の策定に関すること。 二 第八条の規定による改善状況調査の実施に関すること。 水 第十一条第二項の規定による申出に関すること。</p>	<p>二 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)の施行に関する次のこと。 一 第二十四条第二項の規定による防除計画の策定に関すること。</p>
<p>三 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の施行に関する次のこと。 一 第三十一条第二項及び第三項の規定による普通肥料等の譲渡又は引渡し等の制限及び禁止並びに登録の取消しに関すること。 口 第十二条第二項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新に関すること。 八 第十九条第二項の規定による普通肥料の譲渡の許可に関すること。 二 第三十五条第一項の規定による適用除外の肥料の指定に関すること。</p>	<p>イ 第四条第一項及び第二項の規定による普通肥料の登録に関すること。 口 第十二条第二項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新に関すること。 八 第十九条第二項の規定による普通肥料の譲渡の許可に関すること。 二 第三十五条第一項の規定による適用除外の肥料の指定に関すること。</p>

四 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）の施行に関する次のこと。

イ 第三条第一項及び第三項の規定による導入指針の策定及び変更に関すること。

別表第一 団体経営改善課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第十条第十八項及び第十九項」を「第十条第十九項及び第二十項」に改め、同欄ロ中「第十条第二十項」を「第十条第二十一項」に改め、同欄ハ中「第十条第二十一項」を「第十条第二十二項」に改め、同欄ニ中「第十条第二十六項」を「第十条第二十七項」に改め、同欄ホ中「第十一条の三第一項ただし書」を「第十一条の四第一項ただし書」に改め、同欄ヘ中「第十一条の三の二ただし書」を「第十一条の五ただし書」に改め、同欄ト中「第十一条の十一」を「第十一条の二十六」に改め、同欄チ中「第十一条の十七第二項ただし書」を「第十一条の四十六第二項ただし書」に改め、同欄リ中「第十一条の十八第四項」を「第十一条の四十七第四項」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第十条第十七項」を「第十条第十八項」に改め、同欄ロ中「第十一条の四、第十一条の八、第十一条の十四及び第十一条の十五の三」を「第十一条の七、第十一条の二十三、第十一条の二十九及び第十一条の三十二」に改め、同表林政課の項の第一号の部長専決事項の欄中又をヲとし、リをルとし、チの次に次のように加える。

リ 第三十九条の三第二項及び同条第五項において準用する同条第二項の規定による特定保安林の指定及びその解除の申請に関すること。
又 第三十九条の三第三項及び同条第五項において準用する同条第三項の規定による特定保安林の指定及びその解除の協議に関すること。

別表第一 水産振興課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表食の安全・安心推進室の項を削り、同表河川砂防課の項の第十一号の課長専決事項の欄イを削り、同表港湾空港課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同表都市計画課の項の第三号中「（昭和三十一年法律第七十九号）」を削り、「次のこと」の下に「（文化観光部長及び文化振興課長の専決に係るものを除く。）」を加え、同号の部長専決事項の欄イ中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同欄ロからニまでを削り、ホをロとし、ヘをハとし、同欄に次のように加える。

ニ 第二十条の規定による都市公園の区域を立体的区域とすることに關すること。

ホ 第二十二条の規定による公園一 体建物に関する協定に關すること。
ハ 第二十五条第一項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公園保全立体区域の指定に關すること。

ト 第二十六条第二項及び第四項（これらの規定を第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令に關すること。

チ 第二十七条第一項及び第二項（これらの規定を第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分に關すること。

リ 第二十七条第三項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による必要な措置の実施に關すること。

又 第二十七条第六項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による工作物等の売却に關すること。

別表第一 都市計画課の項の第三号の課長専決事項の欄イ中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同欄ロ中を削り、ニをハとし、ホをロとし、同欄に次のように加える。
ホ 第二十八条第二項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による損失の補償の協議に關すること。

別表第一 建築住宅課の項の第十号の課長専決事項の欄イ及び同項の第十二号の課長専決事項の欄イ中「住宅の」を削り、同項の第十四号の部長専決事項の欄イ中「第三十一条の二第二項第十二号八、第六十二条の三第四項第十二号八」を「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」に改め、同欄ロ中「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号二」を「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」に改め、同表行政経営推進室の項を削る。

別表第一の二人事課給与事務担当グループリーダーの項の第二号及び同表経理課物品調達事務担当グループリーダーの項の第三号中「収入命令」を「収入通知」に改める。

別表第二 各出先機関共通（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第五号中「第五号まで」の下に「及び第八号（家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に關することに限る。）」を加え、同項の第十一号イ中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、「及び同条第二項」を

「第二十二條の規定に係るものを除く。」及び同条第三項に改め、同号口中「第二十四條第一項」を「第二十九條第一項」に、「個人情報訂正等」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨に改め、同号八を次のように改める。

八 第三十五條第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関すること。

別表第二の二中

青森県自治研修所の庶務担当課長	青森県自治研修所の庶務担当課の課長補佐
-----------------	---------------------

を
 青森県自治研修所の庶務担当の内部組織の長 青森県自治研修所の庶務担当責任者

に、「青森空港管理事務所の庶務担当責任者」を「青森空港管理事務所の庶務担当の内部組織の長」に改め、同表の備考中「総括主幹又は主幹」を「総括副参事又は副参事」に改め、「にあつては、庶務担当の」の下に「総括主幹、主幹」を加える。

別表第三農林水産事務所の水産事務所の水産事務所長の項の第九号中「(昭和二十七年法律第二十八号)」を削り、同号を同項第十号とし、同項の第八号中「次のこと」の下に「(担当区域外の内水面に係る漁業調整を必要とする採捕に係る同規則の施行に関するものを除く。)」を加え、同号を同項第九号とし、同項の第五号から同項の第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項の第四号イ中「もの」の下に「及び担当区域外の海域に係る漁業調整を必要とするもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を削り、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の施行に関すること。
 イ 第一百十二條の二第三項の規定による付保義務の同意に係る公示及び通知に関すること。

ロ 第一百十三條の二の規定による付保義務の消滅に係る公示及び通知に関すること。

三 漁船損害等補償法施行令の施行に関すること。

イ 第五條第三項の規定による義務付保の同意に係る届出があつた旨の公示及び

指定漁船調査の縦覧に関すること。

ロ 第七條の規定による指定漁船調査の訂正の承認及び訂正の命令に関すること。
 別表第三三戸地方農林水産事務所八戸水産事務所長の項を削る。

別表第三の二学長の項の第四号中「第五号まで」の下に「及び第八号(家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関することに限る。)」を加え、同項の第九号イ中「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、「及び同条第二項」を「(第二十二條の規定に係るものを除く。)」及び同条第三項に改め、同号口中「第二十四條第一項」を「第二十九條第一項」に、「個人情報の訂正等」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨」に改め、同号八を次のように改める。

八 第三十五條第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関すること。

別表第四院長の項の第四号中「第五号まで」の下に「及び第八号(家族の看護に係る職務に専念する義務の免除に関することに限る。)」を加え、同項の第八号イ中「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、「及び同条第二項」を「(第二十二條の規定に係るものを除く。)」及び同条第三項に改め、同号口中「第二十四條第一項」を「第二十九條第一項」に、「個人情報の訂正等」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨」に改め、同号八を次のように改める。

八 第三十五條第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関すること。

別表第四の二中

青森県自治研修所の庶務担当課長	青森県自治研修所の庶務担当課の課長補佐
-----------------	---------------------

を
 青森県自治研修所の庶務担当の内部組織の長 青森県自治研修所の庶務担当責任者

に、「青森空港管理事務所の庶務担当責任者」を「青森空港管理事務所の庶務担当の

内部組織の長」に、「収入命令」を「収入通知」に改め、同表の備考中「総括主幹又は主幹」を「総括副参事又は副参事」に改め、「にあつては、庶務担当の」の下に「総括主幹、主幹、」を加える。

別表第五青森県環境保健センターの環境管理事務所の環境管理事務所長の項の第六号イ中「第十八条」を「第二十条」に改め、同号ロ中「第十九条」を「第二十一条」に改め、同表健康福祉こどもセンターの保健部長の項の第二十五号に次のように加える。

八 第二十一条の九の二の規定による医療の給付等に関すること。

別表第五健康福祉こどもセンターの保健部長の項の第二十七号中「医療用具に係る」を「医療機器に係る」に改め、同号子中「第四十条」を「第四十条第二項」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同号リ中「第三十九条第一項」を「第三十九条の三第一項」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同号又中「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同号ル中「第三条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同号ヲ中「第四条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同号ワ中「第四条第三項及び第四条の二」を「第四十六条第三項及び第四十七条」に改め、同表青森県立保健大学事務局次長の項の第二号、同表青森県立中央病院事務局次長の項の第三号及び同表青森県立つくしが丘病院事務局次長の項の第三号中「収入命令」を「収入通知」に改め、同表農林水産事務所の農村整備事務所担当の次長の項中「農林水産事務所」を「中南地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所」に改め、同項の次に次のように加える。

西北地方農林水産事務所の五所川原市駐在の農村整備事務所担当の次長以外の次長

- 一 農業協同組合法の施行に関する次のこと（二以上の所管区域にわたる区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものを除く。）
 - イ 第十一条第一項の規定による信用事業規程の承認及び同条第三項の規定による信用事業規程の変更又は廃止の承認に関すること。
 - ロ 第十一条第四項の規定による信用事業規程の変更の届出の受理に関すること。
 - ハ 第十一条の七第一項の規定による共済規程の承認、同条第三項の規定による共済規程の変更又は廃止の承認及び同条第四項の規定による共済規程の変更の届出の受理に関すること。
 - ニ 第十一条の二十三第一項の規定による信託規程の承認及び同条第三項の規定による信託規程の変更又は廃止の承認に関すること。
- ホ 第十一条の二十九第一項の規定による宅地等供給事業実

施規程の承認及び同条第三項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認に関すること。

ヘ 第十一条の三十二第一項の規定による農業経営規程の承認及び同条第三項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の承認に関すること。

ト 第四十四条第二項の規定による定款の変更の認可に関すること。

チ 第四十四条第三項において準用する第六十一条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可に関する証明書の発行に関すること。

リ 第四十四条第四項の規定による定款の変更の届出の受理に関すること。

又 第五十四条の二第一項及び第二項の規定による業務報告書の受理に関すること。

ル 第六十四条第四項の規定による解散の届出の受理に関すること。

ヲ 第七十二条の十三第二項の規定による定款の変更の届出の受理に関すること。

ワ 第七十二条の十六第四項の規定による成立の届出の受理に関すること。

カ 第七十二条の十七第二項の規定による解散の届出の受理に関すること。

コ 第七十二条の十八第三項の規定による合併の届出の受理に関すること。

ク 第七十三条の十二の規定による組織変更の届出の受理に関すること。

レ 第九十三条の規定による報告（自己資本比率に係るものを除く。）の徴収及び資料の提出命令に関すること（第九十四条第三項及び第四項の規定による業務及び会計の状況の検査に係るものにあつては、ソに係るものに限る。）。

ソ 第九十四条第三項及び第四項の規定による業務及び会計の状況の検査に関すること（知事が毎年度指定した農業協同組合に係るものに限る。）。

- 二 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）の施行に関する次のこと（二以上の所管区域にわたる区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものを除く。）
 - イ 第七条第二項の規定による信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出の受理に関すること。
 - ロ 第五十三条第四項の規定による業務報告書の提出の延期の承認に関すること。
 - ハ 第五十六条第二項の規定による縦覧の開始の延期の受理に関すること。
 - ニ 第五十八条第三項の規定による届出の受理に関すること（同項第十三号に係るものに限る。）。
- 三 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第七條第一項の規定による貸付資格の認定に関すること。

- 四 青森県農業改良資金貸付規則（昭和三十一年十月青森県規則第七十号）の施行に関する次のこと。
 - イ 第八条の規定による一時償還の請求に関すること。
 - ロ 第九条の規定による借入申込書等の受理に関すること。
 - ハ 第十条の規定による貸付けの決定及び通知に関すること。
 - ニ 第十一条の規定による決定の取消しに関すること。
 - ホ 第十二条の規定による申請書の受理及び申請事項の変更の承認に関すること。
 - ヘ 第十四条の規定による事業完了報告書の受理に関すること。
 - ト 第十五条第一号の規定による報告の徴収及び調査並びに同条第二号の規定による必要な変更等の勧告に関すること。
 - チ 第十七条の規定による支払猶予申請書の受理に関すること。
 - リ 第十八条の規定による支払猶予の決定及び通知に関すること。
 - 五 農業近代化資金助成法に基づく農業近代化資金（農業協同組合から融資を受けるものに限る。）の利子補給の承認に関すること。
 - 六 肥料取締法第二十三条第一項及び第二項の規定による届出の受理に関すること。
 - 七 過疎地域自立促進特別措置法第二十六条に規定する農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定に関すること。
 - 八 山村振興法第十七条に規定する農林漁業の経営改善又は振興のための計画（農林畜産業に係るものに限る。）の認定に関すること。
 - 九 卸売市場法第六十六条第一項の規定による報告の徴収及び資料の提出要求に関すること（取扱品目の部類が水産物のみの卸売市場及び卸売業者に係るものを除く。）。
 - 十 青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）の施行に関する次のこと（取扱品目の部類が水産物のみの卸売市場及び卸売業者に係るものを除く。）。
 - イ 第五条第三項の規定による施設の種類の變更の届出の受理に関すること。
 - ロ 第七条の規定による業務の開始等の届出の受理に関すること。
 - ハ 第九条の規定による卸売業務の廃止の届出の受理に関すること。
 - ニ 第十一条の規定による買受人の名簿の受理に関すること。
 - ホ 第十六条の規定による受託契約約款の届出の受理に関すること。
 - ヘ 第十七条第二項の規定によるせり人の選定の届出の受理及び同条第三項の規定による当該届出に係る事項の變更の届出の受理に関すること。
 - ト 第二十一条の規定による事業報告書の受理に関するこ

- チ 第二十二条の規定による毎月の市況等に関する報告の受理に関すること。
- 十一 青森県りんご県外出荷規格条例施行規則の施行に関する次のこと。
 - イ 第二条第二項の規定による量目、果数及び包装に係る承認に関すること。
 - ロ 第四条第三項の規定による適用除外に係る認定に関すること。
 - 十二 水産業協同組合法の施行に関する次のこと（内水面漁業協同組合（二以上の所管区域にわたる区域を地区とするものを除く。）に係るものに限る。）。
 - イ 第十一条の四第一項の規定による信用事業規程の認可及び同条第三項の規定による信用事業規程の變更又は廃止の認可に関すること。
 - ロ 第十一条の四第四項の規定による信用事業規程の變更の届出の受理に関すること。
 - ハ 第十五条の二第一項の規定による共済規程の認可及び同条第二項の規定による共済規程の變更又は廃止の認可に関すること。
 - ニ 第四十八条第二項の規定による定款の變更の認可に関すること。
 - ホ 第四十八条第三項において準用する第六十五条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による定款の變更の認可に関する証明書の発行に関すること。
 - ヘ 第四十八条第四項の規定による定款の變更の届出の受理に関すること。
 - ト 第六十八条第五項の規定による解散の届出の受理に関すること。
 - チ 第二百二十二条の規定による報告の徴収及び資料の提出命令に関すること。
 - リ 第二百二十三条第三項及び第四項の規定による業務及び会計の状況の検査に関すること。

別表第五農林水産事務所の家畜保健衛生所の家畜保健衛生所長の項の第二号中「医療用具に係る」を「医療機器に係る」に改め、同号チ中「第四十条」を「第四十条第二項」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同号リ中「第三十九条第一項」を「第三十九条の三第一項」に、「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同号又中「第一項」に改め、同号ヲ中「第四条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同号ワ中「第四条第三項及び第四条の二」を「第四十六条第三項及び第四十七条」に改め、同表青森県土整備事務所都市公園事務所の都市公園事務所長の項の第三号中「青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）」を削り、同号ハ中「第五条第二項」を

「第五条第一項」に改め、同項の第四号中「(昭和五十三年三月青森県条例第四号)」及び「青森県総合運動公園(運動施設区域を除く。)」を削り、同号八中「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

別表第七県税事務所の軽油引取税事務担当の内部組織の長の項中「主幹」を「総括副参事」に改め、「軽油引取税事務担当の」の下に「副参事、総括主幹、主幹、」を加え、「第五十六条の七第六項」を「第五十六条の七第五項」に改め、同表県税事務所のゴルフ場利用税事務担当の内部組織の長の項中「主幹」を「総括副参事」に改め、「ゴルフ場利用税事務担当の」の下に「副参事、総括主幹、主幹、」を加え、同表県税事務所の産業廃棄物税事務担当の内部組織の長の項中「主幹」を「総括副参事」に改め、「産業廃棄物税事務担当の」の下に「副参事、総括主幹、主幹、」を加え、同表県税事務所の管理担当の内部組織の長の項中「主幹」を「総括副参事」に改め、「管理担当の」の下に「副参事、総括主幹、主幹、」を加える。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭